

平成 22 年 10 月 6 日

財務大臣 野田 佳彦 殿

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

厚生労働省がん対策推進協議会会長 垣添 忠生 殿

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室室長 鈴木 健彦 殿

厚生労働省がん対策推進協議会委員有志一同

### たばこ税の引上げに関する意見書

喫煙は、がん、呼吸器疾患、循環器疾患、消化器疾患、歯周疾患などの様々な疾病や健康障害の原因となっており、受動喫煙は、肺がんや呼吸器疾患、虚血性心疾患などの発症リスクを高めていることが明らかとなっています。

がんの死亡率の低下には、たばこ対策は欠くことのできない施策であり、平成 17 年に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、たばこ税やたばこ価格の引上げ、たばこ農家などの転作や関係者の撤退に対する補償など、たばこ対策に関する一連の措置が求められているにもかかわらず、わが国は先進国の中では依然としてたばこ対策がかなり遅れているのが実情です。

厚生労働省は、平成 23 年度税制改正要望事項の中で、『たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約』の締約国として、たばこ対策を強力に進めていくことが求められていることや、『健康日本 21』において成人の喫煙に関する目標が設定され、『がん対策推進基本計画』においてもたばこ対策が重要な位置づけとされていることを踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するために、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる」ことを要望しています。

たばこ税については、国民の健康保護の観点から抜きには考えられないことは、以前より医療関係学会等の提言などで再三指摘されています。わが国の喫煙率が先進国と比べて依然高い水準となっている中、国民の喫煙率の低減が求められています。たばこ税やたばこ価格の更なる引上げに向けて取り組まれるとともに、たばこ規制枠組条約に定められた一連の措置が、速やかに実行されることを要望します。また、たばこ税により得られている貴重な財源は、医療・社会保障予算に充当されるとともに、たばこ農家などの転作や関係者の撤退に対する補償が行われることを要望します。

以上

厚生労働省がん対策推進協議会委員有志一同

天野 慎介

郷内 淳子

野田 哲生

埴岡 健一

本田 麻由美

前川 育

三好 綾